

令和元年度

第2回 関市公共交通活性化協議会

議案書

令和2年1月30日（木）午後3時

総合福祉会館 3階 3-1会議室

関市公共交通活性化協議会委員名簿

(令和2年1月30日出席者名簿)

任期 令和元年6月1日～令和3年5月31日

区 分	氏 名	所 属 及 び 職 名	代理出席者	随行者
学識経験者	福 本 雅 之	名古屋大学客員准教授		
事業者代表	林 直 樹	公益社団法人 岐阜県バス協会 専務理事		
	相 宮 一 夫	岐阜乗合自動車(株) 営業管理部部長		
	上 野 義 夫	(株)ドライビングサービス 中濃営業所所長		
	成 田 和 夫	岐阜交通東部(株) 営業部長		
	佐々木 綱 行	長良川鉄道株式会社 取締役運輸部長		
市民・ 利用者代表	遠 藤 俊 三	関市自治会連合会 会長		
	澤 井 基 光	関市社会福祉協議会 会長		
	江 崎 久 夫	関市老人クラブ連合会 会長		
	粟 倉 元 臣	関商工会議所 副会頭		
	西 村 元 孝	関市PTA連合会	欠席	
	金 城 淑 子	関市女性連絡協議会 監査		
岐阜運輸支局	鈴 木 隆 史	中部運輸局岐阜運輸支局 首席運輸企画専門官		
運転手組合代表	鷺 見 高 志	岐阜乗合自動車労働組合 執行委員長		
岐阜県公共交通課	幸 畑 哲 也	岐阜県 都市建築部 公共交通課長	公共交通課主事 長谷部 美穂	
道路管理者	中 村 澄 之	国土交通省中部地方整備局 岐阜国道事務所 管理第一課長		
	矢 崎 博 芳	岐阜県土整備部美濃土木事務所 道路課道路調整官		
関警察署	安 江 貞 人	関警察署 交通課長		
関 市	山 下 清 司	関市 副市長		
	後 藤 浩 孝	関市 基盤整備部長 (幹事長)		

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

議案第1号 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について

資料1 令和元年度地域公共交通確保維持改善に関する自己評価概要

資料2 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価

議案第2号 関市地域公共交通網形成計画の修正について

4 報告事項

報告第1号 令和元年度関シティバスの実績について

資料3 関シティバス令和元年度運行実績一覧

報告第2号 デマンドバス乗降所の新設について

報告第3号 デマンド乗合タクシー乗降所の新設について

報告第4号 次年度の施策について

5 その他

6 閉会

議案第2号

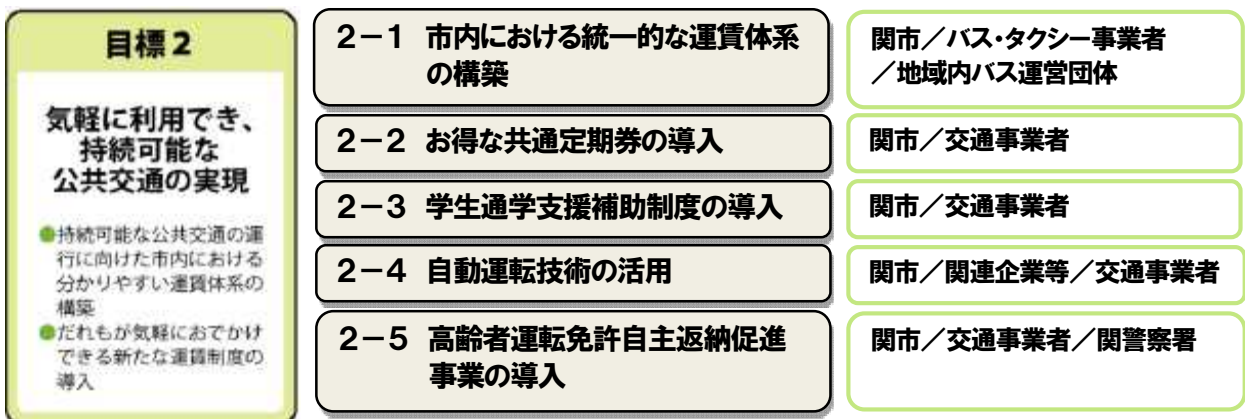
関市地域公共交通網形成計画の修正について

P.15 事業の体系

【旧】



【新】



追加（議案書P11参照）

2-4 自動運転技術の活用

【事業概要】

- 自家用車に頼らなくても安心して移動できるまちづくりを目指していくために、運転手の負担軽減を図る高度支援技術の導入や、将来的な自動運転技術の活用を行ないます。

【実施時期】 令和1年度～令和3年度

【実施事業】 関市／関連企業等／交通事業者



自動運転車両（群馬大学）

追加（議案書P13参照）

2-5 高齢者運転免許自主返納促進事業の導入

【事業概要】

- 自家用車から公共交通機関への利用転換を促進し、高齢運転者による交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納された65歳以上の方を対象に、関市シティバス（定時定路線、デマンドバス、デマンド乗合タクシー含む）を3年間無料にします。

既に交通事業者が実施している割引制度も引き続き継続していきます。



運転経歴証明書（見本）

【実施時期】 令和1年度～令和3年度

【実施事業】 関市／交通事業者／関警察署

P.24 事業の実施スケジュール

【旧】

事業名	実施期間(年度)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
2-1 市内における統一的な運賃体系の構築	H30 - H33	検討・協議	●	→	→	→
2-2 お得な共通定期券の導入	H30 - H33	検討・協議	●	→	→	→
2-3 学生通学支援補助制度の導入	H29 - H33	●	→	→	→	→

【新】

事業名	実施期間(年度)	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
2-1 市内における統一的な運賃体系の構築	H30 - R3	検討・協議	●	→	→	→
2-2 お得な共通定期券の導入	H30 - R3	検討・協議	●	→	→	→
2-3 学生通学支援補助制度の導入	H29 - R3	●	→	→	→	→
2-4 自動運転技術の活用	R1 - R3			検討・協議	●	→
2-5 高齢者運転免許自主返納促進事業の導入	R1 - R3			検討・協議	●	→

報告第2号

デマンドバス乗降所の新設について

バス乗降所の新設について

1 該当路線

わかくさ・富野線

2 実施日

令和2年4月1日

【要旨】

「わかくさ・富野線」の停留所に「中屋敷集会所」を新設するものです。路線上に新設する為、運行距離、所要時間等の変更はありません。

わかくさ・富野線

	改正前	改正後
運行事業者	交通事業者（(株) ドライビングサービス）	
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線	
運行区間	関シティターミナル～中濃厚 生病院～小野構造改善センタ 一前～白木野口～藤谷北	関シティターミナル～中濃厚 生病院～小野構造改善センタ 一前～ 中屋敷集会所 ～白木野 口～藤谷北
運行距離	26.1 km	
運行本数	4往復/日	
運行日	毎日運転（12月30日～1月3日運休）	
所要時間	46分	
運賃	・1乗車 100円（障がい者・小人は半額） ・回数券（11枚綴り1,000円）を導入	
補助形態	運行委託	

中屋敷集会所



わかくさ・富野線 ダイヤ案

現行（平成29年10月1日改正）

上り（関シテイターミナル行き）

わかくさ・富野線 関シテイターミナル行き	区間 和 (km)	ラップ (分)	1	2	3	4
			予約締切 前日	9:00	11:00	13:00
藤谷北			8:15	10:00	12:00	14:00
藤谷（転作促進技術研修センター）	0.3	0:00	8:15	10:00	12:00	14:00
藤谷口（ふじたにぐち）	1.0	0:02	8:17	10:02	12:02	14:02
今谷上	1.2	0:02	8:19	10:04	12:04	14:04
八神消防車庫前	1.1	0:01	8:20	10:05	12:05	14:05
八神集落センター	1.0	0:02	8:22	10:07	12:07	14:07
八神	0.8	0:02	8:24	10:09	12:09	14:09
美濃市富野	3.0	0:05	8:29	10:14	12:14	14:14
白木野口	0.7	0:01	8:30	10:15	12:15	14:15
小野構造改善センター前	0.8	0:01	8:31	10:16	12:16	14:16
小野下	0.6	0:01	8:32	10:17	12:17	14:17
洞集会所	1.9	0:03	8:35	10:20	12:20	14:20
小坂	0.6	0:01	8:36	10:21	12:21	14:21
下志津野	2.0	0:03	8:39	10:24	12:24	14:24
志津野長坂	1.3	0:02	8:41	10:26	12:26	14:26
中池公園	2.7	0:04	8:45	10:30	12:30	14:30
塔ノ洞	1.1	0:02	8:47	10:32	12:32	14:32
東黒屋	1.2	0:02	8:49	10:34	12:34	14:34
黒屋公民館前	0.6	0:01	8:50	10:35	12:35	14:35
西黒屋	0.3	0:01	8:51	10:36	12:36	14:36
中濃厚生病院	1.5	0:03	8:54	10:39	12:39	14:39
関市役所	0.8	0:02	8:56	10:41	12:41	14:41
わかくさ・プラザ	0.1	0:01	8:57	10:42	12:42	14:42
関シテイターミナル	1.5	0:04	9:01	10:46	12:46	14:46
	26.1	0:46	0:46	0:46	0:46	0:46

下り（藤谷北行き）

わかくさ・富野線 藤谷北行き	区間 和 (km)	ラップ (分)	1	2	3	4
			予約締切 10:00	12:00	14:00	16:00
関シテイターミナル			11:00	13:00	15:00	17:00
関市役所	1.6	0:04	11:04	13:04	15:04	17:04
わかくさ・プラザ	0.1	0:01	11:05	13:05	15:05	17:05
中濃厚生病院	0.7	0:02	11:07	13:07	15:07	17:07
西黒屋	1.5	0:03	11:10	13:10	15:10	17:10
黒屋公民館前	0.3	0:01	11:11	13:11	15:11	17:11
東黒屋	0.6	0:01	11:12	13:12	15:12	17:12
塔ノ洞	1.2	0:02	11:14	13:14	15:14	17:14
中池公園	1.1	0:02	11:16	13:16	15:16	17:16
志津野長坂	2.7	0:04	11:20	13:20	15:20	17:20
下志津野	1.3	0:02	11:22	13:22	15:22	17:22
小坂	2.0	0:03	11:25	13:25	15:25	17:25
洞集会所	0.6	0:01	11:26	13:26	15:26	17:26
小野下	1.9	0:03	11:29	13:29	15:29	17:29
小野構造改善センター前	0.6	0:01	11:30	13:30	15:30	17:30
白木野口	0.8	0:01	11:31	13:31	15:31	17:31
美濃市富野	0.7	0:01	11:32	13:32	15:32	17:32
八神	3.0	0:05	11:37	13:37	15:37	17:37
八神集落センター	0.8	0:02	11:39	13:39	15:39	17:39
八神消防車庫前	1.0	0:02	11:41	13:41	15:41	17:41
今谷上	1.1	0:01	11:42	13:42	15:42	17:42
藤谷口（ふじたにぐち）	1.2	0:02	11:44	13:44	15:44	17:44
藤谷（転作促進技術研修センター）	1.0	0:02	11:46	13:46	15:46	17:46
藤谷北	0.3	0:00	11:46	13:46	15:46	17:46
	26.1	0:46	0:46	0:46	0:46	0:46

令和2年4月1日改正案

上り（関シテイターミナル行き）

わかくさ・富野線 関シテイターミナル行き	区間 和 (km)	ラップ (分)	1	2	3	4
			予約締切 前日	9:00	11:00	13:00
藤谷北			8:15	10:00	12:00	14:00
藤谷（転作促進技術研修センター）	0.3	0:00	8:15	10:00	12:00	14:00
藤谷口（ふじたにぐち）	1.0	0:02	8:17	10:02	12:02	14:02
今谷上	1.2	0:02	8:19	10:04	12:04	14:04
八神消防車庫前	1.1	0:01	8:20	10:05	12:05	14:05
八神集落センター	1.0	0:02	8:22	10:07	12:07	14:07
八神	0.8	0:02	8:24	10:09	12:09	14:09
美濃市富野	3.0	0:05	8:29	10:14	12:14	14:14
白木野口	0.7	0:01	8:30	10:15	12:15	14:15
中屋敷集会所	0.7	0:01	8:31	10:16	12:16	14:16
小野構造改善センター前	0.1	0:00	8:31	10:16	12:16	14:16
小野下	0.6	0:01	8:32	10:17	12:17	14:17
洞集会所	1.9	0:03	8:35	10:20	12:20	14:20
小坂	0.6	0:01	8:36	10:21	12:21	14:21
下志津野	2.0	0:03	8:39	10:24	12:24	14:24
志津野長坂	1.3	0:02	8:41	10:26	12:26	14:26
中池公園	2.7	0:04	8:45	10:30	12:30	14:30
塔ノ洞	1.1	0:02	8:47	10:32	12:32	14:32
東黒屋	1.2	0:02	8:49	10:34	12:34	14:34
黒屋公民館前	0.6	0:01	8:50	10:35	12:35	14:35
西黒屋	0.3	0:01	8:51	10:36	12:36	14:36
中濃厚生病院	1.5	0:03	8:54	10:39	12:39	14:39
関市役所	0.8	0:02	8:56	10:41	12:41	14:41
わかくさ・プラザ	0.1	0:01	8:57	10:42	12:42	14:42
関シテイターミナル	1.5	0:04	9:01	10:46	12:46	14:46
	26.1	0:46	0:46	0:46	0:46	0:46

下り（藤谷北行き）

わかくさ・富野線 藤谷北行き	区間 和 (km)	ラップ (分)	1	2	3	4
			予約締切 10:00	12:00	14:00	16:00
関シテイターミナル			11:00	13:00	15:00	17:00
関市役所	1.6	0:04	11:04	13:04	15:04	17:04
わかくさ・プラザ	0.1	0:01	11:05	13:05	15:05	17:05
中濃厚生病院	0.7	0:02	11:07	13:07	15:07	17:07
西黒屋	1.5	0:03	11:10	13:10	15:10	17:10
黒屋公民館前	0.3	0:01	11:11	13:11	15:11	17:11
東黒屋	0.6	0:01	11:12	13:12	15:12	17:12
塔ノ洞	1.2	0:02	11:14	13:14	15:14	17:14
中池公園	1.1	0:02	11:16	13:16	15:16	17:16
志津野長坂	2.7	0:04	11:20	13:20	15:20	17:20
下志津野	1.3	0:02	11:22	13:22	15:22	17:22
小坂	2.0	0:03	11:25	13:25	15:25	17:25
洞集会所	0.6	0:01	11:26	13:26	15:26	17:26
小野下	1.9	0:03	11:29	13:29	15:29	17:29
小野構造改善センター前	0.6	0:01	11:30	13:30	15:30	17:30
中屋敷集会所	0.1	0:00	11:30	13:30	15:30	17:30
白木野口	0.7	0:01	11:31	13:31	15:31	17:31
美濃市富野	0.7	0:01	11:32	13:32	15:32	17:32
八神	3.0	0:05	11:37	13:37	15:37	17:37
八神集落センター	0.8	0:02	11:39	13:39	15:39	17:39
八神消防車庫前	1.0	0:02	11:41	13:41	15:41	17:41
今谷上	1.1	0:01	11:42	13:42	15:42	17:42
藤谷口（ふじたにぐち）	1.2	0:02	11:44	13:44	15:44	17:44
藤谷（転作促進技術研修センター）	1.0	0:02	11:46	13:46	15:46	17:46
藤谷北	0.3	0:00	11:46	13:46	15:46	17:46
	26.1	0:46	0:46	0:46	0:46	0:46

報告第3号

デマンド乗合タクシー乗降所の新設について

- 1 乗降所の新設
上切西
- 2 該当地区
下有知地区
- 3 実施日
令和2年4月1日

【要旨】

下有知下屋敷自治会長からの要望を受け、上切西付近に乗降所を新設するものです。



乗降所看板設置予定

報告第4号

次年度の施策について

1 バス路線の再編（施策1－2）

市街地病院循環線を廃止し、廃止により通らなくなるルートを開板取線とデマンドバスが運行する。

市街地病院循環線の廃止に伴う経費を買い物循環線に振替えることで、買い物循環線の本数を増便し、市街地における運行の強化を行う。

市街地病院循環線廃止後の路線（案） 別紙3案

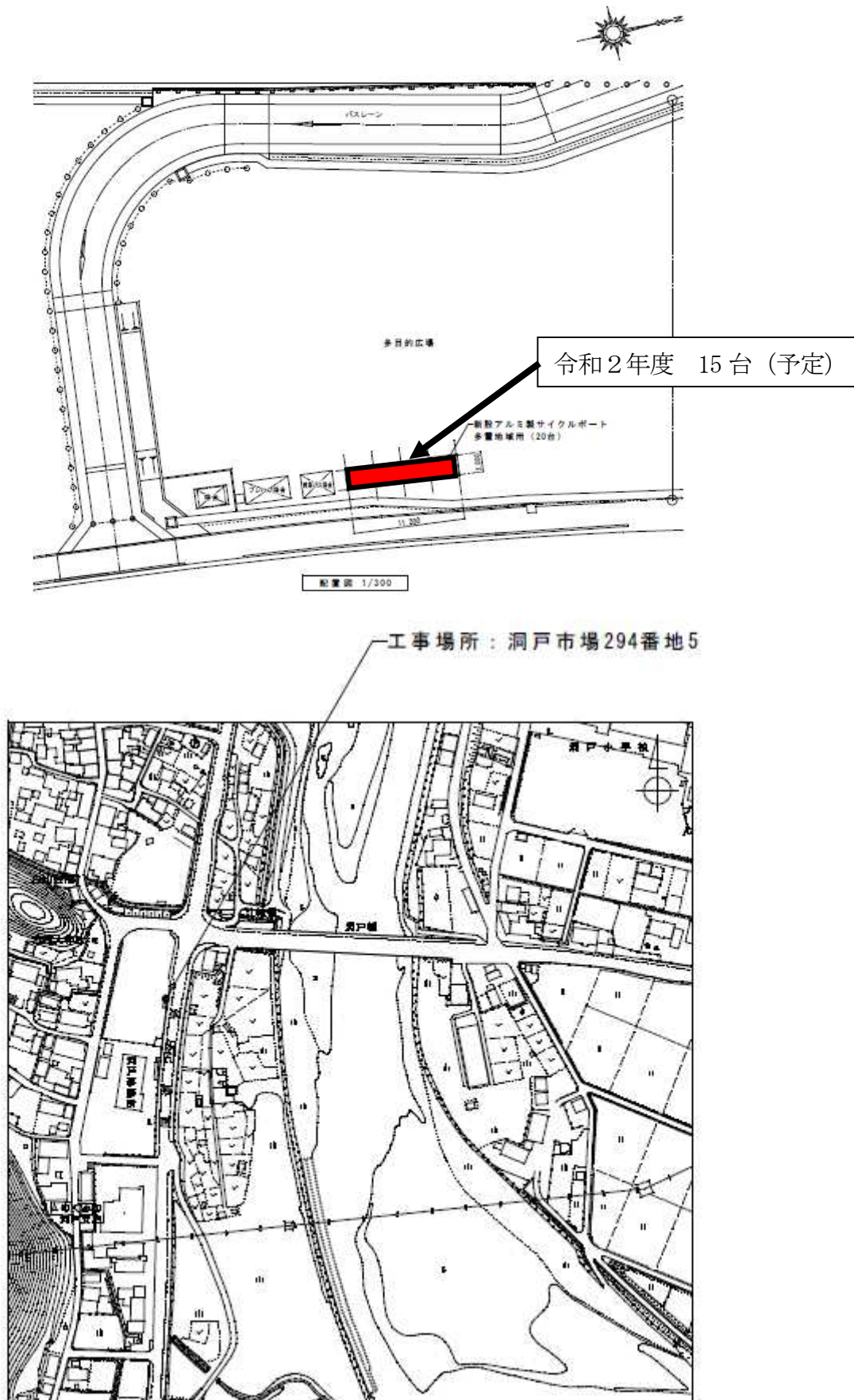
変更内容	A案	・開板取…天徳町から稲河町へルート変更し、関中央病院、スーパーセンターオークワ関店、肥田瀬を経由してせき東山まで運行する。
	B案	・開板取…西本郷通を通らず、わかくさトンネルを南下し、平和通を通り旭ヶ丘交差点を右折。関口駅前バス停からはA案と同じ。 ・買い物…平和通を通らず、旭ヶ丘交差点を南下し、寿町を通過、梅ヶ枝町交差点を右折後、元のコースに戻る。
	C案	・B案の肥田瀬を通らない運行。
路線延長	A案	開板取 3.9km
	B案	開板取 4.4km、買い物 1.4km
	C案	開板取 3.2km、買い物 1.4km
メリット	A案	・5便増便することができる。 ・買物の路線変更なく、開板取線を延長することで、肥田瀬付近をカバーできる。 ・路線見直しによるバス停の影響数が9つで少ない。
	B案	・両路線の路線変更と延長により寿町と肥田瀬付近の利用ができる。
	C案	・4便増便することができる。 ・両路線の路線変更と延長により寿町付近の利用ができる。
デメリット	A案	・デマンドバスの路線上にない寿町付近4バス停2,292人の利用ができない。
	B案	・3案の中で影響数が一番少ないが3便しか増便できない。
	C案	・影響するバス停の数が一番多いが乗降人数は少ない。

費用（参考）

項目	A案	B案	C案
①病院線減額	14,819千円		
②開板取線延長費用	6,157千円	6,946千円	5,052千円
③買い物線延長費用	—	2,268千円	2,268千円
④差額(①－②－③)	8,662千円	5,605千円	7,499千円
⑤買い物線1便当費用	1,718千円	1,718千円	1,718千円
⑥買い物線1日当増便数(④÷⑤)	5便	3便	4便

2 交通結節点の整備・改善（施策1-3）

ほらどキウイプラザの駐輪場を整備し、乗継利便性の向上を図る。



3 お得な共通定期券の導入（施策2-2）

お得な共通定期券の導入をするため、鉄道やバス、タクシーなどの移動手段を統合し、1つのサービスとして提供する「Ma a S」の仕組みについて検討します。

令和元年度の勉強会は次のとおりです。次年度より具体的な検討をすすめます。

令和元年12月5日	長良川鉄道担当者会議	長良川鉄道担当者
令和2年2月10日	長良川鉄道経営安定対策委員会	副市長
令和2年2月21日	Ma a S勉強会	運行事業者、 観光担当者、観光協会

4 自動運転技術の活用 追加→（施策2-4）

自家用車に頼らなくても安心して移動できるまちづくり目指していくために、運転手の負担軽減を図る高度支援技術の導入や、将来的な自動運転技術の実装に向けて実証実験を行ないます。

- ・実証期間 鵜飼期間中（7月1日から8月31日）の内2週間
※河川の増水等により鵜飼中止の場合は、運休
- ・実証場所 関シティターミナルから小瀬遊船前までの約3.4km
一般道を走行。途中のバス停留所には、止まらない。
- ・運行時間 小瀬鵜飼に合わせて運行
(第1部 19時～20時、第2部 20時～21時 乗船時間の20分前に受付)
第1便 18時15分～18時30分 第1部往路（18時40分受付）
第2便 19時15分～19時30分 第2部往路（19時40分受付）
第3便 20時15分～20時30分 第1部復路（20時終了）
第4便 21時15分～21時30分 第2部復路（21時終了）
- ・実用車両 アルファードをベースにした自動運転車両 1台
レベル4を志向したレベル2（特定条件下においてシステムが全ての運転操作を行う）相当で運行。ただし、走行時は運転席に自動運転技術の訓練を受けた運転者が乗車。
- ・運賃 無料

- ・その他 自動運転実証実験は、群馬大学と大学連携協定により行う。
群馬大学に自動運転に係る調査研究、車両（大学所有）、運転手の手配等を委託する。

- ・運行ルート



5 高齢者運転免許自主返納促進事業の導入 追加→（施策2-5）

自家用車から公共交通機関への利用転換を促進し、高齢運転者による交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納された65歳以上の方を対象に、関市シティバス（定時定路線、デマンドバス、デマンド乗合タクシー含む）が3年間無料になる関市高齢者運転免許証自主返納者支援乗車証（以下「返納者支援乗車証」という。）を交付します。

1 対象者

満65歳以上で関市に住所があり、令和2年4月1日以降に運転経歴証明書を取得した方 ※「返納者支援乗車証」の交付は1人につき1回限り

2 申請方法

(1) 関警察署または、運転者講習センターで免許証の返納手続きと同時に「運転経歴証明書」の申請手続きを行なう。

※岐阜県交通安全協会から交付手数料1,100円の補助有

(2) 公安委員会から「運転経歴証明書」を受け取る。

(3) 関市基盤整備部都市計画課にて申請する。（以下のものを持参）

・運転経歴証明書

※代理人が申請する場合は、委任状が必要。

※関市に在住していることが確認できない場合は、住所が確認できる書類が必要。

(4) 申請後、関市より「返納者支援乗車証」を名札フォルダに入れて発行。

注) 返納支援乗車証を色用紙に印刷。年度ごとに色を変えることで、有効期限を確認しやすくする。

3 利用方法

(1) 関市より名札フォルダに入った「返納者支援乗車証」が郵送で届いたら、「運転経歴証明書」を裏面に挟む。

(2) 利用の際は、「返納支援乗車証」と「運転経歴証明書」の入った名札フォルダを携帯し、降車時に「返納者支援乗車証」を運転手に提示。

(2) 運転手は、「返納者支援乗車証」を確認したら、記録をとる。本人確認が必要な場合は、裏面の「運転経歴証明書」で確認をする。

4 請求方法

運行事業者は、月初めに前月の利用者を取りまとめ、毎月10日までに関市に利用者の報告と請求書を送付。

関市公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 関市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の規定に基づき、生活交通確保維持改善計画の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことを協議するために設置する。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画及び形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 形成計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 市の公共交通政策の推進に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (6) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、法第6条第2項及び道路運送法施行規則（昭和26年省令第75号）第9条の3の規定に基づき、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長又はその指名する市の職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 岐阜県バス協会、岐阜県タクシー協会又はその指名する者
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 岐阜県公共交通課長又はその指名する者
- (8) 道路管理者又はその指名する者
- (9) 関警察署長又はその指名する者
- (10) 学識経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(構成員の任期)

第4条 協議会の構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人並びに監事2人を置く。

- 2 会長、副会長及び監事は、協議会の構成員から選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を次条に定める協議会の会議において報告しなければならない。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長は、会長又は会長が指名する者をもって充てる。

- 2 会議の議事は、過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 協議会の構成員は、会議に代理人を出席させることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 法第6条第5項の規定に基づき、協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、関市の補助金その他の収入をもって充てる。

(費用弁償等)

第11条 委員等は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

- 2 前項の費用弁償等の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、関市基盤整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年6月19日から施行する。

この規約は、平成27年7月10日から施行する。

この規約は、平成30年6月28日から施行する。